

第85期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2024年3月26日火曜日 午前10時
(受付開始：午前9時30分)

開催場所

コートヤード・マリオット
銀座東武ホテル
2階「桜の間」

議案

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
4名選任の件
第3号議案 監査等委員である
取締役5名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員で
ある取締役1名選任
の件

<株主提案>

- 第5号議案 譲渡制限付株式報酬
制度に係る報酬額改
定の件
第6号議案 自己株式取得の件
第7号議案 社外取締役の員数に
関する定款変更の件

経営理念

「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」

美しい地球を甦らせること……。

それは、人類に課せられた21世紀の大きな課題です。

荏原実業は、環境に対する社会的な関心が高まる以前から

環境保全のエキスパートとして様々なノウハウを蓄積し続けています。

今後も無限の可能性を秘めた環境保全のリーディングカンパニーを目指し、

企業努力を結集してまいります。

証券コード 6328
2024年3月6日
(電子提供措置の開始日) 2024年2月27日

株 主 各 位

東京都中央区銀座七丁目14番1号

荏原実業株式会社

代表取締役
社長執行役員 吉田 俊 範
兼 C O O

第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、ウェブサイトに掲載しておりますので、下記いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.ejk.co.jp/ir/news.html>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「2024年2月27日 お知らせ 2024年定時株主総会招集通知」よりご確認ください。)

株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6328/teiiji/>



東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「荏原実業」または「コード」に当社証券コード「6328」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席なされない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従い、2024年3月25日（月曜日）午後5時30分までに行使くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を2024年3月25日（月曜日）午後5時30分までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2024年3月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2階「桜の間」

3. 目的事項

- 報告事項**
- (1) 第85期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第85期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案>

- 第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件
- 第6号議案 自己株式取得の件
- 第7号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

株主提案（第5号議案から第7号議案まで）にかかる議案の要領は、株主総会参考書類に記載のとおりであります。

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月26日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
ご返送ください。

行使期限

2024年3月25日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

7頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月25日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第5号議案～第7号議案は一部の株主様からのご提案です。

取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は27頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合					〈株主提案〉に賛成する場合		
会 社 提 案					株 主 提 案		
第1号 議案	第2号 議案	（下の候補 者を除く）	第3号 議案	（下の候補 者を除く）	第5号 議案	第6号 議案	第7号 議案
賛	賛		賛		賛	賛	賛
否	否		否		否	否	否

次頁のインターネット等により議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照の上、賛否をご入力ください。

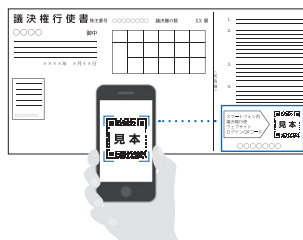
※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

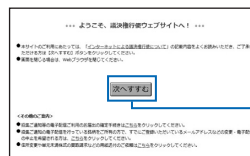
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

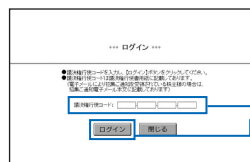
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

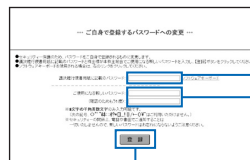
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

コーポレートガバナンスの取り組みのハイライト

1. 資本政策・株主還元について

[基本方針]

- ◆ 連結配当性向35%を目安に安定的な配当を継続的に実施いたします。
- ◆ 利益還元の一つとして、資金需要・株価水準等を考慮しながら、機動的に自己株式を取得いたします。

[2023年のアクション]

- ◆ 1株あたり年間配当金を85円とするとともに、2022年11月2日開催の取締役会決議に基づき、2023年12月期は取得総額6億73百万円、253,200株の自己株式取得を行っております。これにより2023年12月期の総還元性向は53.8%となる予定です。

2. 政策保有株式の縮減

- ◆ 2022年12月末時点において当社が保有する非上場株式以外の政策保有株式は4銘柄、時価総額は15億37百万円（2022年12月末連結純資産の8.3%相当）でしたが、2023年12月末までに2銘柄の一部を市場において売却いたしました。その結果、2023年12月末時点での非上場株式以外の政策保有株式は4銘柄、時価総額は株式の時価上昇に伴い22億4百万円（2023年12月末連結純資産の10.4%相当）となっております。

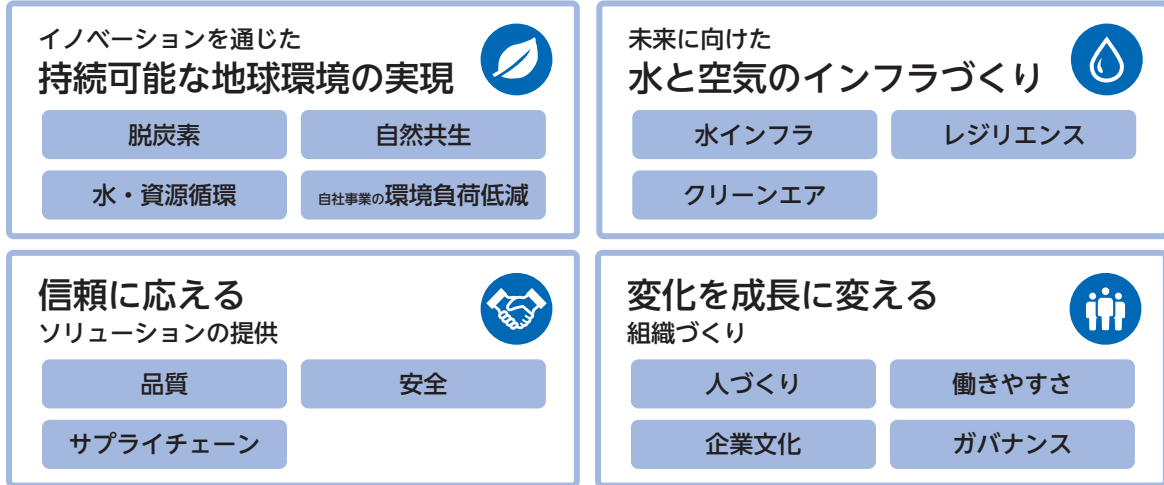
3. 指名委員会・報酬委員会の活動

- ◆ 当社は、取締役会の機能の独立性と客観性及び説明責任の強化を目的として、任意の諮問委員会であり、委員長を独立社外取締役が務め、委員の過半数を独立社外取締役が占める指名委員会及び報酬委員会を設置しております。
- ◆ 2023年12月度に指名委員会は7回開催され、サクセッションプランの制定および運用、スキル・マトリックスの見直し、社外取締役独立性基準の見直し、取締役会の構成などについて検討いたしました。
- ◆ 2023年12月度に報酬委員会は2回開催され、取締役等の報酬額(基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬)、取締役報酬制度などについて検討いたしました。

サステナビリティ向上に向けた取り組みのハイライト

1. マテリアリティの特定

- ◆ サステナビリティに係る方針を具体化し、ステークホルダー各位と事業上の課題認識を共有するため、以下の4つの項目をマテリアリティとして特定しました。



2. 人的資本の最大化に向けた主な取り組み

- ◆ 「変化を成長に変える組織づくり」の一環として、人的資本の最大化に向けた取り組みを積極的に進めています。管理職級への女性登用・公平な採用を通じたダイバーシティの推進、有給休暇の取得促進施策を通じた働き方の改善、ステージに合わせた教育研修や360度評価の導入による各人の能力向上、管理職を対象とした人間ドックの定期受診等による社員の「健康」へのコミットなど、さまざまな施策を通して各従業員が能力を発揮できる環境の構築を行っています。また、それらの施策の効果モニタリングするため、エンゲージメントサーベイを導入し継続的な運用を行っています。

<会社提案>

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務健全性や資本効率、利益還元のバランスを追求しつつ、新規事業展開のための設備投資、業務提携・M&Aなどの成長投資や収益性の改善により利益拡大を図り、株主価値の向上を目指してまいります。また株主の皆様への利益還元を経営の重要課題としております。

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金42円50銭

配当総額 508,510,630円

なお、中間配当金として1株につき42円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき85円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

<会社提案>

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	鈴木 久司 <small>すずき ひさし</small>	代表取締役 会長 兼 CEO	再任
2	石井 孝 <small>いし い たかし</small>	取締役 専務執行役員 営業統括	再任
3	大野 周司 <small>おお の しゅうじ</small>	取締役 常務執行役員 総合企画室長	再任
4	下條 潤史 <small>しもじょう ますふみ</small>	執行役員 管理本部長・法務部長	新任

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">すずき ひさし 鈴木久司 (1939年11月30日生)</p>	<p>1961年9月 当社入社 1983年11月 当社取締役 1986年12月 当社常務取締役 1990年3月 当社専務取締役 1991年10月 当社オゾン事業部統括 1993年12月 当社代表取締役 同 当社管理統括 2000年2月 当社代表取締役副社長 2001年4月 当社環境開発本部統括 2002年10月 当社新事業推進室統括 2007年1月 当社代表取締役社長 同 当社営業統括 2016年3月 当社代表取締役会長 2017年1月 当社代表取締役会長兼社長 2020年4月 当社代表取締役会長兼CEO（現任）</p>	291,767株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>鈴木久司氏は、2007年より代表取締役社長として、中長期的な企業価値向上とガバナンス体制の構築に努め、2020年に代表取締役会長兼CEO就任後は、経営最高責任者として、更なる当社グループの成長戦略の牽引とコーポレートガバナンスの強化をリードしております。</p> <p>これら社業に関する豊富な経験と企業経営や営業戦略などに関する高い見識を踏まえて、経営環境の変化にも対応し、持続的な企業価値向上に努めていることから、引き続き取締役候補者としたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>いし い たかし 石井 孝 (1962年2月10日生)</p>	<p>1996年3月 当社入社 2005年1月 当社環境設備第2営業部長 2009年7月 当社風水力本部長 2012年1月 当社執行役員 2013年1月 当社上席執行役員 同 当社環境設備本部長 2017年1月 当社常務執行役員 2019年3月 当社取締役(現任) 同 当社営業副統括 2020年4月 当社営業統括(現任) 2022年3月 当社専務執行役員(現任) 2022年9月 当社省エネ機器事業本部長</p>	24,856株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>石井孝氏は、長きにわたり風水力冷熱機器等関連事業に従事し、同事業の責任者として、同事業の成長を牽引してまいりました。また同氏は、2020年に営業統括に就任して以来、全社における営業活動や拡販をリードするとともに、ビジネスリスクに対応するための案件検討委員会におきましても品質等にかかるリスク管理体制の構築を積極的に推進するなど、強いリーダーシップを発揮し、当社の持続的な企業価値向上に資する役割を果たしております。</p> <p>同氏は、これまでの経験を通じて、企業経営、営業・経営戦略などを含めたスキル・ノウハウを踏まえ、経営ビジョンや中長期経営計画を推進しており、今後の当社グループの更なる持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>おのしゅうじ 大野周司 (1967年6月9日生)</p>	<p>1996年10月 当社入社 2002年4月 当社経理部長 2007年1月 当社執行役員 2013年1月 当社上席執行役員 同 当社管理本部長 2015年7月 当社社長室長 2016年7月 当社総合企画室長(現任) 2020年3月 当社取締役(現任) 同 当社常務執行役員(現任)</p>	31,067株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>大野周司氏は、当社入社以来、経理・財務、経営企画、広報などの業務に携わり、同分野に関する豊富な経験・知見を兼ね備えております。また同氏は、経営課題を的確に把握し、新事業の創出や新製品開発の加速などを軸とした中長期経営計画の策定に取り組み、当社グループ全体の経営戦略立案の中核機能を果たしております。</p> <p>同氏は、これまでの経験を通じて、営業・経営戦略や財務・会計などを含めたスキル・ノウハウを踏まえ、当社グループの更なる持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	<p style="text-align: center;">新任</p> <p>しも じょう ます みみ 下 條 潤 史 (1971年3月29日生)</p>	<p>2002年2月 当社入社 2013年1月 当社経理部長 2018年2月 当社管理本部副本部長 2021年8月 当社管理本部長（現任） 2022年4月 当社執行役員（現任） 同 当社法務部長（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 下條潤史氏は、当社入社以来長年にわたり、経理・財務、法務などのコーポレート部門での要職を歴任しており、社内外の幅広い人脈と豊富な実務知識と経験を活かしこれまでグループ経営の一角を担ってきました。現在、管理部門の責任者としての職責はもちろん、サステナビリティ、サクセッションプランなどの経営基盤強化策に取り組むなど、当社の持続的な企業価値向上に向けた重要な役割を果たしております。 同氏は、これまでの知見を通じて、当社における財務・会計や法務・コンプライアンス・リスク管理などの全般的スキル・ノウハウを有しており、当社グループの今後の更なる企業価値向上には欠かせない人材としての貢献が期待できるため、新任の取締役候補者といたしました。</p>	6,144株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2023年12月31日）現在の株式数を記載しております。また、当社役員持株会または社員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当会社役員を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険によって補填することとしております。各候補者が、取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険料は、全額を当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<会社提案>

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	こばやし ひとし 小林 均	取締役（常勤監査等委員）	再任
2	いしばし かずお 石橋 和男	社外取締役（監査等委員）	社外 独立 再任
3	しみず あき 清水 亜希	社外取締役（監査等委員）	社外 独立 再任
4	きたがわ ともき 北川 智紀	—	社外 独立 新任
5	さかもと あつこ 坂本 敦子	—	社外 独立 新任

社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員候補者
 新任 新任候補者
 再任 再任候補者

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>こばやし ひとし 小林 均 (1958年2月25日生)</p>	<p>1978年3月 当社入社 1996年4月 当社総務部長 2007年1月 当社執行役員 同年5月 当社法務部長 2008年3月 当社取締役 同 当社管理本部長 2013年1月 当社上席執行役員 同 当社計測器・医療本部長 2015年1月 当社工務本部長 2022年1月 当社監査室部長 2022年3月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）</p> <p>（監査等委員である取締役候補者とした理由） 小林均氏は、長年にわたり当社の総務・法務・事業企画室などのコーポレート部門だけでなく、当社が注力している環境関連事業の一翼を担う事業本部での要職を歴任し、また財務報告の適正性を確保するために上場企業に対して義務づけられた内部統制の構築に取り組むなど、豊富な経験を有しております。そして現在は、取締役（常勤監査等委員）として当社経営に対して監視・監督する役割を担っております。</p> <p>同氏は、これまでの経験を通じて、生産・技術・品質・研究開発や法務・コンプライアンスなどを含めたスキル・ノウハウを踏まえ、引き続き、当社の監査等委員である取締役として経営の監督が期待されるため、監査等委員である取締役として再任をお願いするものであります。</p>	29,466株

候補者番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<div style="text-align: center;"> 社外 独立 再任 </div> いし ぼし かず お 石 橋 和 男 (1952年11月5日生)	1975年11月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社 1980年8月 公認会計士登録 1988年7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー） 1989年8月 米国トウシュ・ロス会計事務所(現米国デロイト・トウシュ会計事務所)ニューヨーク事務所出向 ニューヨーク地区業務執行パートナー 2007年11月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）本部監事 2014年11月 デロイトトーマツ合同会社 監査委員会委員長 2018年1月 公認会計士石橋和男事務所 代表（現任） 2018年6月 公益財団法人天田財団 監事（現任） 2019年6月 公益財団法人塩事業センター 監事（現任） 2020年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年3月 学校法人杉野学園 監事（現任） <重要な兼職の状況> 公認会計士石橋和男事務所 代表	0株
<p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）</p> <p>石橋和男氏は、グローバル展開を行っている大手監査法人で公認会計士として長年にわたり大企業の監査責任者として培った専門領域における豊富な経験と高い知識を有しております。特に、監査、会計、リスクマネジメント等に関する発言を積極的に行い、取締役会での審議を活発化させ、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいているほか、報酬委員会では委員長として、指名委員会では委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの改善に向け、積極的に提言いただいております。</p> <p>同氏には、これまでの経験と現職の公認会計士業務を通じての、監査・財務・会計はもとより、人材開発、コンプライアンス、資本政策などに関する最新のスキル・ノウハウを踏まえ、当社の監査等委員である社外取締役として、業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督が期待できるため、監査等委員である社外取締役として再任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年、大手監査法人グループの監事等として経営会議等を監督し組織経営に携わった経験があります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外 独立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> し み ず あ き 清 水 亜 希 (1977年6月18日生)	2004年11月 司法試験合格 2006年10月 さいたま地方裁判所判事補 2009年4月 札幌法務局訟務部付検事 2011年4月 横浜家庭裁判所判事補 2012年4月 横浜地方裁判所判事補 2015年4月 千葉地方・家庭裁判所松戸支部判事補 2016年10月 同裁判所判事 2018年1月 弁護士登録 同 成和明哲法律事務所（現明哲綜合法律事務所） 入所 2022年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 同 株式会社アイ・エス・ビー社外取締役（監査等 委員）（現任） 2022年10月 明哲綜合法律事務所パートナー弁護士（現任） <重要な兼職の状況> 株式会社アイ・エス・ビー社外取締役（監査等委員）	0株
<p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）</p> <p>清水亜希氏は、裁判官として一般民事事件、労働事件、行政事件等の解決にあたり、現在は弁護士として活躍されており、企業法務をはじめとした法務全般に対する高い知識と豊富な経験を有しております。</p> <p>同氏は、法務・コンプライアンス、労務・人材開発などを含めたスキル・ノウハウを踏まえ、法務分野における豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社の取締役会の監督機能の強化、コンプライアンス管理強化、多様性（ダイバーシティ）の推進等についての専門的な提言等により経営の監督を行うなど、当社の監査等委員である社外取締役として、業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督が期待できるため、監査等委員である社外取締役として再任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> </div> <p style="text-align: center;">きたがわともき 北川智紀 (1959年9月7日生)</p>	<p>1982年4月 株式会社間組入社 2014年4月 株式会社安藤・間首都圏建築支店副支店長兼管理部長 2015年6月 同社社長室CSR推進部長 2017年4月 同社執行役員社長室副室長兼CSR推進部長 2018年4月 同社執行役員社長室長 2019年6月 同社監査役 2023年6月 同社顧問(現任)</p> <p><重要な兼職の状況> 株式会社安藤・間 顧問</p>	0株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>北川智紀氏は、グローバル展開を行っている総合建設会社での経営企画部門、財務部門、管理部門、CSR部門等の責任者として積み重ねた業務経験で培ったCSRやグループガバナンス、内部監査やコンプライアンス、リスクマネジメント等に関する高い見識や幅広い知識を有しております。</p> <p>同氏には、これまで積み重ねた業務経験と知見、知識を通じて、監査・財務・会計はもとより、営業・経営戦略などを含めたスキル・ノウハウを踏まえ、当社の取締役会の監督機能強化、グループガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメント等の体制強化に向けた提言等により、経営の監督を行うなど、業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督が期待できるため、新任の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	<div style="text-align: center;"> 社外 独立 新任 </div> さか もと あつ こ 坂本 敦子 (1962年10月15日生)	1983年4月 日本航空株式会社入社 1991年4月 BASFジャパン株式会社入社 1995年2月 プライム（現 株式会社プライムタイム）代表取締役（現任） 2004年4月 経済産業省独立行政法人評価委員会委員 2015年4月 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）業務実績評価に係る意見聴取会有識者メンバー 2018年4月 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）経営に関する有識者メンバー（現任） 2022年6月 サンワテクノス株式会社 社外取締役（現任） <重要な兼職の状況> 株式会社プライムタイム 代表取締役 サンワテクノス株式会社 社外取締役	0株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>坂本敦子氏は、会社経営に加え、ダイバーシティや次世代リーダーの育成に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）経営に関する有識者メンバー等に多数就任するなど、対外活動にも積極的に取り組んでおり、人材育成やキャリア開発などに関して幅広い提言を行っております。</p> <p>同氏には、これまでの経験を通じて、企業経営、労務・人材開発などを含めたスキル・ノウハウを踏まえ、当社の取締役会の監督機能強化、多様性(ダイバーシティ)の推進、人的資本の最大化等について、社外の視点から専門的な提言を行うなど、当社の監査等委員である社外取締役として、業務執行者から独立した客観的な立場で、経営の監督が期待できるため、新任の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各監査等委員である社外取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2023年12月31日）現在の株式数を記載しております。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 石橋和男氏及び清水亜希氏は、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会の終結の時をもってそれぞれ次のとおりであります。
石橋和男氏 4年、 清水亜希氏 2年
4. 当社と石橋和男氏及び清水亜希氏とは、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。2氏の再任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
また、北川智紀氏及び坂本敦子氏の選任が承認された場合には、2氏の間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険を締結しており、当会社役員を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険によって補填することとしております。各候補者が、監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険料は、全額を当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は石橋和男氏及び清水亜希氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。なお、2氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
また、北川智紀氏及び坂本敦子氏を独立役員として、同所に届け出る予定であります。
7. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任期間中に不当な業務執行が行われた事実は、以下のとおりであります。
清水亜希氏が2022年3月より社外取締役・監査等委員を務めております株式会社アイ・エス・ピー（以下「ISB社」といいます。）において、税務当局から、ISB社の連結子会社である株式会社スリーエス及び2019年に同子会社に吸収合併される前のISB社の連結子会社であった株式会社インフィックスの役員により過去複数年にわたり不適切な取引等が行われていた旨の指摘を受けました。
同氏は、税務当局からの指摘等を受けるまで、当該不適切取引等を認識しておりませんでした。事実判明後は、監査等委員である社外取締役として、事実関係の正確な調査と報告を求めるとともに、事実関係の正確な把握と再発防止策を検討すること等を目的とした特別調査委員会の委員に就任し、原因分析・再発防止策を検討する一方で、内部統制上の問題点の指摘、再発防止策の提言等について意見表明を行いました。

(ご参考)

スキル・マトリックス

当社は、社会のサステナビリティに関するインフラストラクチャーの整備に貢献することで成長を遂げてまいりました。また、気候変動をはじめとする環境的、社会的な課題が浮き彫りとなるなかで、当社の果たすべき役割はますます重要なものになっています。

そのような当社において、取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために、各取締役に期待される役割や保有スキル、経験は下記スキル・マトリックスのとおりであると考えます。また、これらの必要な判断力・専門性・知識を有することはもちろん、高い倫理観を有する点も考慮しております。

なお、取締役候補者の選任については、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名委員会の中で協議したのち、指名委員会から取締役会に対して助言・提言を行い、取締役会において決定しております。

氏名		専門性を発揮できる領域及び経験						社外 独立性
		企業 経営	営業 経営 戦略	生産・技術 品質 研究開発	財務 会計	労務 人材開発	法務・ コンプライアンス ・リスク管理	
取 締 役	鈴木 久司	●	●	●	●		●	
	石井 孝	●	●	●				
	大野 周司		●	●	●			
	下條 潤史				●	●	●	
取監	小林 均		●	●			●	
締 査 役 等	石橋 和男				●	●	●	●
	清水 亜希					●	●	●
・ 委 員	北川 智紀	●	●		●			●
	坂本 敦子	●				●	●	●

- (注) 1. 上記は、各氏の有する全ての知見や経験を表すものではありません。
 2. スキル・マトリックスにおける専門性を発揮できる領域及び経験について次のとおり定義しております。

【企業経営】

- ・ 上場企業又はこれに準ずる組織の経営者としての経験を有し、中長期的な企業価値の向上に向けて、意思決定を行い、経営管理を遂行するスキル
- ・ 全社的立場に立って、社内外に対する折衝を行うなど統括役員等の経験

【営業・経営戦略】

- ・ 中長期的な視点に立った経営ビジョンや中長期経営計画を立案し、進捗のモニタリング、必要に応じた対処策を策定するスキル
- ・ 経営戦略、経営企画部門における勤務、役員等経験

【生産・技術、品質、研究開発】

- ・ 生産・技術分野、研究開発において、設備投資、生産計画、資金・人員等の資源配分、研究開発テーマの策定などの意思決定を行うとともに、製品・サービスにかかる品質の維持・向上及び生産施設などでの安全衛生・環境保全の質的向上を実施するスキル
- ・ 生産・技術、品質、研究開発部門における勤務、役員等経験

【財務・会計】

- ・ 財務・会計にかかる知識・経験を有し、経営課題のモニタリング、レポートを行う、ディスクロージャーを適切な形で実施するスキル
- ・ 財務・会計部門における勤務、役員経験等

【労務・人材開発】

- ・ 事業活動の礎は人材であるとの考えに基づき、多様な人材の確保、一人ひとりの成長支援、働き方などの人材戦略を推進するスキル
- ・ 人事部門における勤務・役員経験等

【法務・コンプライアンス・リスク管理】

- ・ 法令遵守の観点に立つとともに、企業活動で発生し得る各種リスクに対して、体制の構築と啓蒙活動を行うスキル
- ・ 法務、コンプライアンス部門における勤務・役員等経験

(ご参考)

社外取締役の独立性基準について

荏原実業株式会社(以下「当社」という)は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役(その候補者も含む)が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当社にとって十分な独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の連結子会社(以下「当社グループ」という)の出身者 (注1)
2. 現在または過去3年間における下記当社グループとの関係者
 - (1) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - ① 当社グループの連結売上高の2%を超える売上を行った主要な得意先企業
 - ② 調達先企業の連結売上高の2%を超える調達を行った主要な調達先企業
 - ③ 借入金残高が当社グループの連結総資産の2%を超える金融機関
 - (2) 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有している株主又はその株主が法人等の団体である場合はその業務執行者
 - (3) 当社に係る会計監査業務に直接従事していた者
 - (4) 専門的サービスを提供している者で、多額の対価を得ている者 (注2)
 - (5) 多額の寄付、融資、債務保証先 (注3)
3. 前各号のいずれかに該当する者の配偶者、二親等以内の親族又は同居者
4. 当社の社外取締役としての在任期間が通算で12年を超える者 (注4)

(注1) 出身者とは、当社グループの取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員、その他これに準じる者及び使用人(以下「業務執行者」という)又は過去10年以内に当社グループの業務執行者であった者。

(注2) 当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円(税抜)を超える対価を得ている弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士又は経営コンサルタント等の専門的サービスを提供する者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている対価が当該団体の連結売上高の2%を超える団体の業務執行者及び当該団体に属している者。

(注3) 当社グループから年間1,000万円を超える寄付、融資、債務保証を受けている者、又は受けている者が法人等の団体である場合はその業務執行者。

(注4) 既に当社の社外取締役に就任している者については、その任期が終了するまで本項を適用しない。

＜会社提案＞

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
ふくしま あきひろ 福島 昭宏 (1961年6月15日生)	1993年4月 弁護士登録 平山・鈴木・卜部法律事務所（現平山・福島・鈴木法律事務所）入所（現任）	0株
<p>（補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）</p> <p>弁護士としての専門知識・経験を有しており社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、当社の監査等委員会が活性化されたいと考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>		

- （注）
- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 福島昭宏氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 当社は、福島昭宏氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険を締結しており、当会社役員を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険によって補填することとしております。福島昭宏氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 - 福島昭宏氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を独立役員として届け出る予定です。

第5号議案から第7号議案は、株主様1名（以下「提案株主」といいます。）からの提案によるものであります。

なお、提案をうけた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

<株主提案>

第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

(1) 議案の要領

譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の対象となる取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額2億80百万円以内、付与株式数の上限112,000株と設定し、また、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、本制度の対象となる社外取締役および監査等委員である取締役に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額60百万円以内、付与株式数の上限24,000株と設定する。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(2) 提案の理由

2021年3月開催の当社の定時株主総会で、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額総額35百万円以内が決議されていますが、この金額は極めて小さく、また、対象取締役から社外取締役および監査等委員である取締役を除外しており、譲渡制限付株式報酬制度の目的である取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。

当社の第84期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の付与実績を見ても、固定報酬94百万円に対し、譲渡制限付株式報酬は26百万円相当となっており、固定報酬の27.6%しかありません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当に到達するまで、約11年かかることになります。取締役と株主との価値共有を図る目的から、譲渡制限付株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんが、在任期間11年を前提とすることは出来ないため、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、当社は、譲渡制限付株式報酬制度に係る株式保有ガイドラインを策定し、役員による在任中の自社株式取得目標を、固定基本報酬の3倍相当と定めるとともに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で役員個人別自社株式取得状況を開示すべきと考えます。

当社の取締役会の意見

取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

当社取締役の報酬は、経営理念を実践する優秀な人材の登用・保持を可能とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主の皆様との価値共有を進める報酬体系とし、取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

2021年3月開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。同制度の導入にあたっては、外部調査機関の役員報酬調査データを参考に、全体の報酬水準及び報酬の種類ごとの比率等を分析して、導入の妥当性を検討いたしました。また、当社は、取締役の報酬に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬委員会を設置しており、同制度の導入についても報酬委員会での審議を経たうえで、株主総会に諮っております。

以上の決定プロセスを踏まえたうえで、現在の当社取締役の報酬は、役位・職責に応じて決定される固定基本報酬と、年度の業績目標の達成に対する責任と意識を高めることを目的とした業績連動報酬及び企業価値の持続的な向上へのインセンティブを与える譲渡制限付株式報酬から構成されております。

固定基本報酬は、求められる役割及び責任等を勘案したうえで算定しており、業績連動報酬は、当社グループの年度業績を明確に表す連結営業利益、連結当期純利益に加え連結ROE等の指標を業績項目として設定し、それぞれの経営指標の達成率等を総合的に勘案し算定しております。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額については、固定基本報酬及び業績連動報酬とのバランスを考慮しつつ、上記目的を達成するために十分でありかつ現行の取締役の報酬水準を勘案した金額として、年35百万円以内、譲渡制限付株式として年19,200株以内（株式の分割等が行われた場合には、この上限を合理的に調整できるものとします）の当社普通株式を交付することとし、

2021年3月開催の定時株主総会にてご承認いただいております。このようにバランスの取れた報酬制度が、経営理念を実践し株主の皆様をはじめとする幅広いステークホルダーの期待に応え、経営理念を実践する優秀な人材の登用・保持を支え、企業価値の持続的な向上につながっていると考えております。

上記のような当社の報酬制度については、その妥当性について報酬委員会において定期的に審議したうえで取締役会に報告されております。2023年度は報酬委員会を2回開催しておりますが、各取締役による職務執行の状況に鑑みても現行の報酬制度が適切であると評価されており、その内容は取締役会においても確認されております。

一方で、こうした報酬制度下において、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役に対する報酬額を年額総額2億80百万円以内（付与株式数の上限112,000株）とする旨の本株主提案は、固定基本報酬及び業績連動報酬とのバランスを欠き、当社の取締役報酬の基本方針から大きく乖離するものであり、過大な報酬枠であると考えます。

また、本株主提案では、監査等委員である取締役も含む全ての取締役に譲渡制限付株式報酬制度を導入することが示されておりますが、当社は、報酬委員会による答申内容も踏まえて検討したうえで、監査等委員である取締役には、取締役の業務執行を監査し取締役会による経営の監査機能を強化することが期待されていることから、譲渡制限付株式報酬の対象には含めない方針としております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

<株主提案>

第6号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、貴社普通株式を、株式総数1,293,000株、取得価額の総額金3,879,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社の事業は好調であるにもかかわらず、当社の株価は2023年の間伸び悩んでいます。市場は当社の対策が不十分であると評価しているものと言えます。当社は約200億円の現金および政策保有株式を抱えており、資本効率も不十分です。そこで、更なる当社の株主還元の拡充および資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得する施策を採用すべきと考えます。

当社の取締役会の意見

取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

当社は、新規事業展開のための設備投資、業務提携・M&Aなどの成長投資や収益性改善による利益拡大を図り、企業価値の持続的な向上を目指すとともに、財務健全性や資本効率、利益還元バランスを追求しております。

成長投資につきましては、中期経営計画「EJ2024」にも示したとおり、企業価値の持続的な向上に向けて、設備投資に15億円から20億円規模、M&Aなどに10億円から25億円規模など、成長投資に合計25億円から45億円規模を充てることを計画しております。また、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題としており、利益の配分につきましては、連結配当性向35%を目安に安定的な配当を継続的に実施し、利益還元の一つとして、資金需要・株価水準等を考慮しながら、自己株式の機動的な取得を行うことを基本方針としております。

当社は、こうした基本方針のもと、下表のとおり株主の皆様への利益還元の改善・強化に継続的に取り組んできております。

一方で、本株主提案による自己株式の取得価額の限度である38億79百万円は、2024年12月期の予想当期連結純利益31億50百万円を大きく上回る水準にあり、また当社株式の流動性に鑑みても過大な水準にあります。このような提案が可決されれば成長投資の財源が損なわれ、当社の中長期的成長と企業価値の向上が停滞するおそれがあり、結果として株主の皆様の利益を毀損するものと考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

(ご参考) 株主還元状況

区分	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
1株当たり年間配当金	55円	85円	85円	(注2) 85円	(注3) 95円
自己株式取得	5.7億円	10億円	3.2億円	6.7億円	(注4) —
配当性向	29.8%	33.6%	48.0%	(注2) 32.3%	(注3) 36.0%
総還元性向	53.9%	65.3%	63.1%	(注2) 53.8%	(注4) —

- (注) 1. 2021年7月1日付で1：2の株式分割を実施しており、1株当たり年間配当金については2021年12月期以前も株式分割後の基準で記載しております。
2. 2023年12月期の1株当たり年間配当金については、本定時株主総会において、会社提案が承認可決されることが条件となります。
3. 2024年12月期の1株当たり年間配当金及び配当性向については、予想となります。
4. 2024年12月期においても、利益還元の一つとして、資金需要・株価水準等を考慮しながら、機動的に自己株式を取得するという基本方針に変わりはありませんが、現時点で自己株式取得について決定しているものではありません。

<株主提案>

第7号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第18条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名以内とする。	第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名以内とする。
2 当社の監査等委員である取締役の員数は、5名以内とする。	2 当社の監査等委員である取締役の員数は、5名以内とする。
3 (新設)	3 当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役9名のうち社外取締役は4名となっており、3分の1以上の要件は満たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有する株式アナリストの登用を検討すべきと考えます。

「株式アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業を取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

当社の取締役会の意見

取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

当社は、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名委員会を設置しております。取締役候補者の選定については、指名委員会からの助言・提言を踏まえ、取締役会において決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを踏んでおります。

指名委員会では、企業経営、労務・人材開発、法務・コンプライアンス・リスク管理などを、当社の企業価値の持続的な向上に向けた取締役会の監督機能の発揮に資するスキルであると定義しております。また、社外取締役の独立性基準のひとつとして、在任期間が通算で12年を超えないとする基準を新たに設けることにより、一層の独立性の確保及び定期的に取り締役に新たな視点をもたらすことに努めております。このような考え方によって構成された取締役会において、当社はこれまでも、経営理念の実践と企業価値の持続的な向上に向けた建設的な議論を行うとともに、研究開発投資、人材投資、設備投資などの成長投資と株主の皆様への利益還元とのバランスを重視しつつ、自己株式の機動的な取得を行い、高い資本効率性を実現してきたと考えております。

本定時株主総会において、当社が提案する取締役選任議案（監査等委員である取締役を含みます）をご承認いただきますと、取締役会の構成は、9名中4名が独立社外取締役となります。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除きます）4名はいずれも当社事業に精通しており、それぞれ営業、生産・技術、財務・会計、労務・人材開発等の知識・経験を持ち専門性を有しております。また、監査等委員である取締役候補者5名は、うち4名が独立社外取締役であり、従来の経営経験者（1名）、弁護士（2名）、公認会計士（1名）から、経営経験者（1名）、弁護士（1名）、公認会計士（1名）、経営企画部門経験者（1名）の構成となり、それぞれが専門知識と様々な経験を有しているとともにコーポレート・ガバナンスにも深い知見を有しております。また、女性役員については、新たに1名を追加し9名中2名となります。今回の取締役会構成の変化により、多様性が高まり、取締役会の実効性がこれまで以上に向上するものと考えています。なお、本定時株主総会において、当社が提案する取締役候補者のスキルについては、添付のスキル・マトリックスをご参照ください。

当社取締役会は、当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会は十分な独立性を有しているとともに、当社の中期経営計画「EJ2024」、さらには長期ビジョンの達成に向けた経営の執行を監督するにあたり多様性を有する最適な構成であり、当社の企業価値の持続的な向上、すなわち株主の皆様への利益につながるものと考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、却って取締役候補者の選択範囲を制限することとなり、結果として取締役会の最適な構成や実効性向上の妨げとなる可能性もあると考えます。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

事業報告(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 当期の概況

当連結会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に係る各種行動制限の緩和等により経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに持ち直しつつあります。一方で、原材料、資源価格の高騰や円安などは継続しており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境装置機械業界においては、資機材の供給不足や原材料価格上昇の影響はあるものの、公共分野では水インフラ設備の更新・整備需要や雨水排水施設などの防災・減災需要が堅調に推移し、民間分野では設備投資の増加など明るい兆しが見えております。

このような事業環境のもと、当社グループは以下を基本的方針とし、特に「防災・減災」、「蓄電池」、「水産」の3つを注力領域として、企業価値の向上を目指しております。

- a) 新事業の創出・新製品開発の加速
- b) 事業領域の拡大
- c) 安定的収益基盤の確立

これらの結果、当連結会計年度の受注高は384億52百万円（前年同期比11.0%増）、売上高は362億80百万円（前年同期比20.0%増）、営業利益は40億25百万円（前年同期比46.0%増）、経常利益は41億64百万円（前年同期比42.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億41百万円（前年同期比44.8%増）となりました。

なお、売上高・営業利益・経常利益は過去最高を更新しました。

② 当連結会計年度のセグメント別の概況

a) メーカー事業（環境関連）

環境関連製品の製造・販売を手掛ける当セグメントの受注高は、脱臭設備・資材や陸上養殖設備などの需要が増加した一方で、感染症対策製品、半導体製造装置向けオゾンモニタの需要が減少したことにより、セグメント全体では前年同期比4.9%減の72億55百万円となりました。売上高は、資機材の供給不足等により遅れていたオゾンモニタの出荷が進んだことに加え、蓄電池、陸上養殖設備などの増加により、前年同期比21.7%増の76億54百万円となりました。セグメント利益も売上高の増加に伴い、前年同期比84.8%増の16億52百万円となりました。

b) エンジニアリング事業（水処理関連）

上下水道向けの設計・施工を手掛ける当セグメントの市場環境は、水インフラ設備の更新・整備需要の増加に加え、雨水排水施設などの防災・減災需要も増加しており、受注高は前年同期比27.4%増の208億35百万円となりました。売上高は資機材の供給不足等による工事進捗の遅れは残るものの、高水準の期首受注残高が売上計上され、前年同期比22.6%増の176億71百万円となりました。セグメント利益も売上高の増加に伴い、前年同期比23.7%増の21億82百万円となりました。

c) 商社事業（風水力冷熱機器等関連）

主にポンプ、冷凍機、空調機器などを商社として販売する当セグメントの市場環境は、機器の納期長期化など不透明な要素は残るものの、民間分野の設備投資は回復傾向にあります。しかし、前年同期に見られた、顧客による納期長期化を見越した前倒し発注の動きの反動により、受注高は前年同期比2.9%減の103億60百万円となりました。一方、売上高は高水準の期首受注残高が順調に売上計上され、前年同期比14.9%増の109億54百万円となりました。セグメント利益も売上高の増加に伴い前年同期比23.2%増の13億28百万円となりました。

（単位：百万円）

事業区別	受注高		売上高	
	第84期 (2022年12月期)	第85期 (2023年12月期)	第84期 (2022年12月期)	第85期 (2023年12月期)
メーカー事業 (環境関連)	7,626	7,255	6,288	7,654
エンジニアリング事業 (水処理関連)	16,349	20,835	14,408	17,671
商社事業 (風水力冷熱機器等関連)	10,667	10,360	9,532	10,954
合計	34,643	38,452	30,229	36,280

(2) 設備投資の状況

当社グループは、メーカー事業の拡充と研究開発の強化などを図るため、当連結会計年度において総額1億97百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第82期 (2020年12月期)	第83期 (2021年12月期)	第84期 (2022年12月期)	第85期 (2023年12月期)
売上高(百万円)	30,250	32,485	30,229	36,280
経常利益(百万円)	3,363	4,110	2,929	4,164
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,342	3,159	2,169	3,141
1株当たり当期純利益(円)	184.60	253.05	177.15	263.12
総資産(百万円)	32,509	35,725	33,528	41,917
純資産(百万円)	16,703	19,152	18,396	21,028

- (注) 1. 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第82期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第84期の期首より適用しており、第84期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用後の数値となっております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) エバジツ	50百万円	100%	機械器具設置、設備工事の請負・施工及び保守
荏原実業パワー(株)	100百万円	100%	蓄電池及び蓄電設備の企画、製造及び販売等

- (注) 当社は、2024年4月1日を効力発生日として、2024年2月9日開催の取締役会において荏原実業パワー株式会社を吸収合併することを決議しております。詳細につきましては、電子提供措置事項の個別注記表をご参照ください。

(6) 企業集団が対処すべき課題

当社グループは、「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」という経営理念に基づき、環境に対する社会的な関心が高まる以前から、長年にわたり様々な環境問題に目を向け、環境保全のエキスパートとしてノウハウを蓄積し続けてきました。

2023年8月には以下の4つの項目を「マテリアリティ」として特定し、社会と自然環境、および当社の事業を持続可能なものにしていくための基本方針を具体化しました。

- ・イノベーションを通じた持続可能な地球環境の実現
- ・未来に向けた水と空気のインフラづくり
- ・信頼に応えるソリューションの提供
- ・変化を成長に変える組織づくり

これらのマテリアリティを基に重要課題、主な取り組みおよび重要指標（KPI）を定め、当社グループの社会的・経済的価値の向上に向けて施策の実行・管理を行ってまいります。

また、長期ビジョンにおいて2030年に目指す姿として掲げた「トータル環境ソリューションカンパニーへの進化」および、その目標に向けた第一ステージである中期経営計画「EJ2024」の実現に向けて継続的に取り組みを行っております。

中期経営計画「EJ2024」の実現に向けて、当社グループが特に注力する領域として挙げている「防災・減災」「蓄電池」「水産」の3つの分野の現況は次の通りです。

① 防災・減災

2023年4月に「停電時マンホールポンプ起動支援システム」の販売を開始しました。

この製品は、災害等で電源を喪失したマンホールポンプを蓄電池等の電源を用いて応急起動することで、マンホールからの溢水を防ぐ防災ソリューションです。この製品は、停電発生時の迅速な対応を可能とすることに加え、災害対応時の省人化・省力化にも貢献します。

近年の自然災害は、気候変動の影響により激甚化・頻発化する傾向にあり、防災・減災を目的としたインフラ整備の社会的要請は今後もますます高まるものと想定されます。当社グループは今後もこの分野における研究開発を進めていきます。

② 蓄電池

脱炭素社会の実現に向けての取り組みが前進するにつれて、エネルギー関連ソリューションの重要性が今後ますます高まると当社グループは予想しております。蓄電池分野はこれまで、当社グループの一社である荏原実業パワー株式会社において事業を展開しておりましたが、昨今の社会・市場環境の変化を踏まえ、2024年4月に、親会社である荏原実業株式会社が同社を吸収合併することといたしました。この再編は、グループ内の経営資源を集約し、グループ内

の販売チャネルの活用や周辺領域への業容拡大による事業の育成を企図するものであり、引き続き当社グループの注力分野として投資を進めております。

③ 水産

当社グループは全国の栽培漁業センター、水産試験場などのお客様に、栽培漁業・養殖業向けの種苗、稚魚を育てるための設備を長年納入してまいりました。近年、水産養殖の領域では「循環式陸上養殖」への参入・新設計画が相次いでおり、設備投資に対する需要が高まっております。

当社グループは、これまで同様、陸上養殖ビジネスを支える事業者であり続けるために、積極的な研究開発を進め、新たなソリューションを提供してまいります。

また、これらの取組みを通して業容を拡大し、事業をサステナブルな形で構築していくためには、コンプライアンスの充実も重要であると認識しております。事業運営におけるコンプライアンスの徹底を図るとともに、経営の透明性と効率性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図ってまいります。

(7) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社の(株)エバジツ、荏原実業パワー(株)により構成され、環境関連機器・装置の製造・販売、水処理施設などの各種プラント類の設計・施工、風水力冷熱機器などの仕入・販売を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループの事業区分及び主要品目は、次のとおりであります。

事業内容	主 要 品 目
メーカ事業 (環境関連)	オゾン濃度計、産業用脱臭剤・脱臭装置、省エネブロワ、各種水処理関連装置、感染症対策製品、ZEB(注1)・ZEH(注2)関連製品等の製造・販売 民間用排水処理施設、水産関連施設、水景施設等の計画・設計及び施工
エンジニアリング事業 (水処理関連)	上下水道関連施設(浄水場、下水処理場、各種ポンプ場等)の設計・施工並びに関連する機械・電気設備等の設計・施工・メンテナンス
商社事業 (風水力冷熱機器等関連)	空調設備、給排水・衛生設備等に関わる風水力機器、冷熱機器等の仕入・販売及び当該設備関連工事

- (注) 1. ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称
2. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称

(8) 主要な事業所及び営業所 (2023年12月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
① 当社の事業所		群馬営業所	群馬県前橋市
本社	東京都中央区	横浜営業所	横浜市中区
中央研究所	川崎市麻生区	山梨営業所	山梨県甲府市
環境計測技術センター	川崎市麻生区	富士営業所	静岡県富士市
かずさ生産技術センター	千葉県木更津市	中部営業所	名古屋市熱田区
かずさ開発センター	千葉県木更津市	九州営業所	福岡市中央区
関東支社	さいたま市浦和区	札幌事務所	札幌市中央区
東関東支社	千葉市中央区	栃木事務所	栃木県小山市
神奈川支社	川崎市川崎区	西湘事務所	神奈川県茅ヶ崎市
静岡支社	静岡市駿河区	新潟事務所	新潟市中央区
大阪支社	大阪市中央区	広島事務所	広島市東区
北東北営業所	岩手県盛岡市	② 連結子会社	
東北営業所	仙台市青葉区	(株)エバジツ	東京都大田区
茨城営業所	茨城県つくば市	荏原実業パワー(株)	千葉県木更津市

(注) かずさ開発センターは、2024年1月1日をもって開発グループと名称変更いたしました。

(9) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人数

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
595名	20名増	45.1歳	14.9年

(注) 上記の使用人数には、顧問・嘱託を含み、臨時使用人36.0名(期中平均人数)は含まれておりません。

② 当社の使用人数

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
526名	17名増	45.1歳	15.0年

(注) 上記の使用人数には、顧問・嘱託を含み、臨時使用人35.1名(期中平均人数)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	730百万円
株式会社三菱UFJ銀行	180
日本生命保険相互会社	100
三井住友信託銀行株式会社	80

(注) 三井住友信託銀行株式会社からの借入金残高は、従業員持株会信託型ESOPによる借入金であります。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,930,000株 (自己株式965,044株を含む)
- (3) 株主数 5,654名 (前期末比810名減)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	1,240 千株	10.37 %
光 通 信 株 式 会 社	950	7.94
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	886	7.41
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	369	3.08
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	360	3.00
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300	2.50
東京海上日動火災保険株式会社	300	2.50
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	300	2.50
三井住友信託銀行株式会社	300	2.50
荏 原 実 業 社 員 持 株 会	292	2.44

- (注) 1. 当社は、自己株式を965,044株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、自己株式 (965,044株) には従業員持株ESOP信託が保有する当社株式 (30,100株) は含まれておりません。
2. 持株比率は、自己株式 (965,044株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	持 株 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	9,302株	4名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項(3) 当事業年度に係る報酬等の総額(注)5」(47頁)に記載しております。
2. 監査等委員である取締役及び社外取締役は、交付対象外です。

(6) その他の株式に関する重要な事項

当連結会計年度における自己株式の処分及び取得の状況は、次のとおりであります。

①処分株式

当社は、2021年3月25日開催の第82期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け2023年4月18日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分を決議し、2023年5月10日付で取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び執行役員8名に対し自己株式14,122株の処分を行っております。

②取得株式

2022年11月2日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	当社普通株式 253,200株
株式の取得価額の総額	673,138,587円
取得期間	2023年1月1日から2023年3月2日まで
取得方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年12月31日現在）

氏 名	地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
鈴木 久 司	代 表 取 締 役（会長兼CEO）
吉 田 俊 範	代 表 取 締 役（社長執行役員兼COO、管理統括）
石 井 孝	取 締 役（専務執行役員、営業統括）
大 野 周 司	取 締 役（常務執行役員、総合企画室長）
小 林 均	取 締 役（常勤監査等委員）
平 山 正 剛	取 締 役（監査等委員）（弁護士、平山・福島・鈴木法律事務所代表）
橘 昇	取 締 役（監査等委員）
石 橋 和 男	取 締 役（監査等委員） （公認会計士、公認会計士石橋和男事務所代表、 公益財団法人天田財団監事、 公益財団法人塩事業センター監事、 学校法人杉野学園監事）
清 水 亜 希	取 締 役（監査等委員） （弁護士、明哲総合法律事務所パートナー弁護士、 株式会社アイ・エス・ピー社外取締役(監査等委員)）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）平山正剛氏、橘昇氏、石橋和男氏及び清水亜希氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）石橋和男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）小林均氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
4. 当社は、取締役（監査等委員）平山正剛氏、橘昇氏、石橋和男氏及び清水亜希氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中における取締役（監査等委員であるものを除く。）の地位、担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
吉 田 俊 範	社長執行役員兼COO、 管理統括、自社製品統括	社長執行役員兼COO、 管理統括	2023年11月21日

(2) 当事業年度に係る報酬等の方針

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営理念を実践する優秀な人材の登用・保持を可能とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに株主との価値共有を進める報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬により構成し、監査等委員である取締役は、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、毎月の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、連結営業利益、連結当期純利益等の業績指標の達成率等を総合的に勘案した額を賞与として毎年一定の時期に支給する。

非金銭報酬は、株主利益ならびに中長期視点の経営意識を高める譲渡制限付株式報酬とし、役位ごとに毎年一定の時期に付与する。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については、外部調査機関の役員報酬データの同業種や上場企業等の報酬水準を踏まえて、固定報酬65～75%、業績連動報酬（賞与）15～20%、非金銭報酬（譲渡制限付株式）10～15%を目安とし、上位の役位ほど変動報酬（賞与と譲渡制限付株式）のウエイトが高まる構成とする。

⑤ その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

個人別の報酬等についての決定は、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会で審議し、取締役会に対して助言・提言を行い、取締役会で決定する。

(3) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く。)	144	95	22	26	4
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	58 (36)	58 (36)	— (—)	— (—)	5 (4)
合 計 (うち社外取締役)	202 (36)	153 (36)	22 (—)	26 (—)	9 (4)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く。) の金銭報酬の額は、2016年3月24日開催の第77期定時株主総会において年額280百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は、5名です。また、金銭報酬とは別枠で、2021年3月25日開催の第82期定時株主総会において、取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額35百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は、5名です。なお、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年19,200株以内 (ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割 (当社普通株式の株式無償割当を含みます。) 又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとします。) とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値 (同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。
3. 取締役 (監査等委員) の金銭報酬の額は、2016年3月24日開催の第77期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、4名であります。

-
4. 業績連動報酬の業績指標は、直近連結会計年度の連結損益計算書における営業利益、当期純利益及び連結ROE（自己資本利益率）を採用しております。営業利益及び当期純利益は、成長に向けた投資や株主還元の原因となる分かり易い指標であり、株式市場の関心も高く、またROE（自己資本利益率）は株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるための指標であるため、これらを組み合わせることにより、取締役の単年度の業績成果を多角的に評価できると判断しております。

そして、当連結会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の連結計算書類における営業利益は40億25百万円、当期純利益は31億41百万円、連結ROE（自己資本利益率）は15.9%であります。

5. 非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度であります。

a) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に對し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ・対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から取締役を退任する日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ・一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ・当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

b) 当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に對し交付した株式の状況」に記載しております。

6. 当事業年度中に支給した取締役の報酬の内容については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会が決定した取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等に従い、取締役会の事前審議機関である報酬委員会にて取締役の個別の報酬について審議のうえ、取締役会が決定した報酬であるため、その内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び「(5) 重要な子会社の状況」(37頁)に記載の当社子会社の取締役及び監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が負担するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、違法な私的利益供与、犯罪行為等に起因する損害について填補されない旨の免責条項が付されております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職状況と当該兼職先と当社との関係

「(1)取締役の状況」に記載のとおりであります。

当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分 氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 平山正剛	11回/13回	10回/13回	弁護士としての高度な専門的知見および日本弁護士連合会会長といった法曹界における重要な役職を歴任するなどの豊富な経験と高い見識に基づき、特に法務、リスクマネジメント等の面から、積極的にご発言いただいております。また、予算委員会等の社内重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて関係者へ説明を求めています。加えて、業務執行取締役との定期的な面談や、会計監査人及び監査室とも定期的に情報交換を行っております。これらの活動により、当社の更なるコーポレート・ガバナンスを強化する役割を果たしております。

区分 氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 橘 昇	13回/13回	13回/13回	グローバル展開を行っている金融グループにおける企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、特に海外展開、経営戦略や人材育成に関する経営の課題の指摘や提言など積極的にご発言いただいております。また、前事業年度9月より取締役会議長として取締役会を牽引し、予算委員会等の社内重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて関係者へ説明を求めています。加えて、業務執行取締役との定期的な面談や、会計監査人及び監査室とも定期的に情報交換を行っております。これらの活動により、経営を適切に監督する役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 石橋 和男	13回/13回	13回/13回	グローバル展開を行っている大手監査法人グループで培った公認会計士としての高度な専門的知見と組織経営の監督経験に基づき、特に、監査、会計、リスクマネジメント等の管理全般に関する経営課題に対してステークホルダー目線で積極的に指摘、提言いただいております。また、予算委員会等の社内重要会議に積極的に出席するとともに、業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて関係者へ説明を求め情報収集に努めております。加えて、業務執行取締役との定期的な面談や、会計監査人及び監査室と定期的に情報交換を行っております。これらの活動により、経営を適切に監督する役割を果たしております。

区分 氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 清水 亜希	13回／13回	13回／13回	<p>裁判官として一般民事事件、労働事件、行政事件等の経験と、弁護士として企業法務をはじめとした法務全般に対する高い知識と豊富な経験を有しております。</p> <p>法務・コンプライアンス、労務・人材開発を含めたスキル・ノウハウを踏まえ、法務分野における豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社の取締役会の監督機能の強化、コンプライアンス管理強化、多様性（ダイバーシティ）の推進等について専門的に提言等をいただいております。これらの活動により、経営を適切に監督する役割を果たしております。</p>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分については、株主の皆様に対して安定的配当を継続して実施することを経営の重要課題としております。さらに内部留保にも意を用い、研究開発、設備投資に備えるなどして、業績の向上と財務体質の強化に努めることを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、資本政策・株主還元についての基本方針は、「コーポレートガバナンスの取り組みのハイライト」（8頁）をご参照願います。

連結計算書類

連結貸借対照表(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	31,364	流 動 負 債	19,000
現金及び預金	14,497	支払手形及び買掛金	12,588
受取手形、売掛金及び契約資産	14,273	短期借入金	1,010
商品及び製品	1,285	1年内返済予定の長期借入金	80
仕掛品	371	未払法人税等	838
未成工事支出金	130	未払消費税等	275
原材料及び貯蔵品	536	契約負債	3,132
その他	270	工事損失引当金	25
貸倒引当金	△1	その他	1,049
固 定 資 産	10,553	固 定 負 債	1,889
有 形 固 定 資 産	3,220	繰延税金負債	1,247
建物及び構築物	1,671	役員退職慰労引当金	158
機械装置及び運搬具	40	退職給付に係る負債	260
工具、器具及び備品	119	その他	222
土地	1,356	負 債 合 計	20,889
建設仮勘定	3	純 資 産 の 部	
その他	29	株 主 資 本	17,717
無 形 固 定 資 産	95	資 本 金	1,001
投 資 そ の 他 の 資 産	7,237	資 本 剰 余 金	844
投資有価証券	5,889	利 益 剰 余 金	17,814
保険積立金	429	自 己 株 式	△1,943
投資不動産	646	その他の包括利益累計額	3,311
繰延税金資産	58	その他有価証券評価差額金	3,294
その他	318	退職給付に係る調整累計額	17
貸倒引当金	△104	純 資 産 合 計	21,028
資 産 合 計	41,917	負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,917

連結損益計算書(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	36,280
売上原価	25,138
売上総利益	11,142
販売費及び一般管理費	7,117
営業利益	4,025
営業外収益	
受取利息及び配当金	120
投資不動産賃貸料	97
その他	23
営業外費用	
支払不動産賃貸利息費用	5
不為替差損	55
支払手数料	16
その他	25
経常利益	0
特別利益	103
投資有価証券売却益	4,164
特別損失	201
固定資産処分損	201
税金等調整前当期純利益	0
法人税、住民税及び事業税	1,257
法人税等調整額	△33
当期純利益	1,224
親会社株主に帰属する当期純利益	3,141
	3,141

連結株主資本等変動計算書(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年1月1日残高	1,001	831	15,700	△1,378	16,154
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,027		△1,027
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,141		3,141
自 己 株 式 の 取 得				△673	△673
自 己 株 式 の 処 分		13		108	122
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	13	2,113	△564	1,562
2023年12月31日残高	1,001	844	17,814	△1,943	17,717

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
2023年1月1日残高	2,228	14	2,242	18,396
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1,027
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				3,141
自 己 株 式 の 取 得				△673
自 己 株 式 の 処 分				122
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,065	2	1,068	1,068
連結会計年度中の変動額合計	1,065	2	1,068	2,631
2023年12月31日残高	3,294	17	3,311	21,028

計 算 書 類

貸 借 対 照 表(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	29,874	流 動 負 債	18,378
現金及び預金	13,429	買掛金	6,884
受取手形	300	電子記録債務	5,358
電子記録債権	1,699	短期借入金	1,000
売掛金	11,792	1年内返済予定の長期借入金	80
商品及び製品	971	未払金	221
仕掛品	371	未払費用	257
未成工事支出金	78	未払法人税等	779
原材料及び貯蔵品	533	未払消費税等	259
関係会社短期貸付金	450	前受金	3,053
前払費用	102	工事損失引当金	17
その他の貸倒引当金	145	その他	466
	△1	固 定 負 債	1,864
固 定 資 産	10,282	繰延税金負債	1,239
有 形 固 定 資 産	2,834	役員退職慰労引当金	146
建物	1,246	退職給付引当金	263
構築物	55	長期預り保証金	26
機械及び装置	40	その他	188
工具、器具及び備品	106	負 債 合 計	20,242
土地	1,351	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	3	株 主 資 本	16,619
その他	29	資本金	1,001
無 形 固 定 資 産	56	資本剰余金	844
借地権	8	資本準備金	831
ソフトウェア	39	その他資本剰余金	13
電話加入権	7	利 益 剰 余 金	16,717
特許権	0	利益準備金	141
投 資 其 他 の 資 産	7,391	その他利益剰余金	16,575
投資有価証券	5,888	固定資産圧縮積立金	154
関係会社株式	92	別途積立金	12,175
保険積立金	427	繰越利益剰余金	4,246
投資不動産	825	自 己 株 式	△1,943
長期貸付金	96	評価・換算差額等	3,294
その他の貸倒引当金	159	その他有価証券評価差額金	3,294
	△99	純 資 産 合 計	19,913
資 産 合 計	40,156	負 債 ・ 純 資 産 合 計	40,156

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	33,541
売上原価	23,245
売上総利益	10,296
販売費及び一般管理費	6,531
営業利益	3,764
営業外収益	
受取利息及び配当金	179
投資不動産賃貸料	78
その他の	20
営業外費用	
支払不動産賃貸費用	5
不動産替差損	62
支払手数料	16
その他の	25
経常利益	0
特別利益	110
投資有価証券売却益	201
特別損失	
固定資産処分損	0
子会社株式評価損	157
税引前当期純利益	157
法人税、住民税及び事業税	1,164
法人税等調整額	△93
当期純利益	3,977
	1,070
	2,906

株主資本等変動計算書(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本 等								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	剰 余 金			
		資 本 金	資 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 合 計	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
2023年1月1日残高	1,001	831	-	831	141	156	11,175	3,364	14,837
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立							1,000	△1,000	-
剰余金の配当								△1,027	△1,027
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	-
当期純利益								2,906	2,906
自己株式の取得									
自己株式の処分			13	13					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	13	13	-	△2	1,000	881	1,879
2023年12月31日残高	1,001	831	13	844	141	154	12,175	4,246	16,717

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
2023年1月1日残高	△1,378	15,291	2,228	17,519
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立		-		-
剰余金の配当		△1,027		△1,027
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
当期純利益		2,906		2,906
自己株式の取得	△673	△673		△673
自己株式の処分	108	122		122
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			1,065	1,065
事業年度中の変動額合計	△564	1,328	1,065	2,393
2023年12月31日残高	△1,943	16,619	3,294	19,913

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月15日

荏原実業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝 沢 勝 己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 理

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、荏原実業株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、荏原実業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月15日

荏原実業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝 沢 勝 己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 理

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、荏原実業株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リ

スクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、当期の監査方針、監査職務の分担等に従い、内部監査部門としての監査室その他内部統制を所管する管理本部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項並びに監査室からその監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所においては、直接訪問のほか必要に応じてインターネット等の活用により、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

荏原実業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	小林	均	Ⓔ
監査等委員	平山	正剛	Ⓔ
監査等委員	橘	昇	Ⓔ
監査等委員	石橋	和男	Ⓔ
監査等委員	清水	亜希	Ⓔ

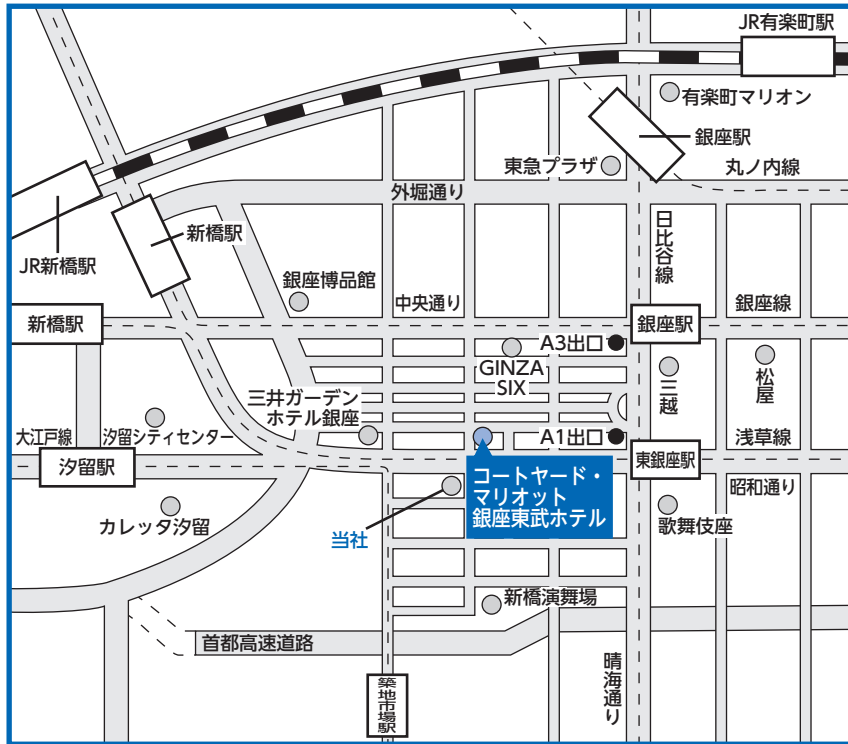
(注) 監査等委員 平山正剛、橘 昇、石橋和男及び清水亜希は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場のご案内

会 場 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2階 「桜の間」
電話03-3546-0111

<ご案内図>



交通機関

- ・東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 東銀座駅（A1エレベーター出口）より徒歩3分
- ・JR新橋駅（銀座口）より徒歩10分
- ・都営地下鉄大江戸線 築地市場駅（A3出口）より徒歩7分

